

業務説明書

本業務説明書は、令和6年7月3日に公告を行った下記1の業務のプロポーザルに関する補足的事項を記載したものである。

令和6年7月3日

美郷町長 嘉戸 隆

記

1 業務の概要

(1) 業務名

美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備）基本設計業務

(2) 業務内容

別添委託要領書及び美郷町商業活性化賑わい創出事業基本計画（概要版）による。

(3) 評価テーマ

本件業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項である。

美郷町全体の商業活性化・賑わい創出につなげていくため、役場や小中学校、図書館等が集積し、幹線道路の沿線で町内外からもアクセスしやすい「産直みさと市」周辺地区の再整備を検討している。

この賑わい創出拠点づくりにおいて、次の4項目のテーマについて技術提案を求める。

なお、技術提案においては、美郷町商業活性化賑わい創出事業基本計画（概要版）を参考としながらも、想定工事費の範囲内で実現可能な魅力的な提案を求めるものである。

テーマ① 飲食のできる店舗、スペースを中心とした賑わいを創出する施設

- ・美郷町産品を活用した食を楽しめる飲食拠点となるよう計画されているか。
- ・飲食を核とした人々のつながりを生み出す場となるよう計画されているか。
- ・チャレンジショップは、利用しやすく、未利用時にも賑わいを損なわないよう工夫されているか。

テーマ② 地産地商の実現、住民生活の基盤となる小売商業店舗が充実した施設

- ・住民生活を支える物販店と産直市が複合した魅力的な店舗となるよう計画されているか。
- ・建物の外部に内部の賑わいが伝わるよう工夫されているか。
- ・機能的で効率的な作業動線となるよう計画されているか。

テーマ③ 神楽等の伝統芸能やバリ文化といった美郷町の魅力を発信できる施設

- ・神楽を始めとした伝統文化やバリ文化の魅力を十分に伝えられる施設となっているか。
- ・通りからの視認性に配慮され、地域の固有性が感じられるよう工夫されているか。
- ・誰もが利用しやすく、居心地がよい空間となるよう配慮されているか。

テーマ④ 多様な目的に応じた柔軟な利用を許容する利用率の高い施設

- ・施設外からの利用に配慮し、誰もが快適に利用できるトイレとなっているか。

- ・フリースペースや屋上展望広場の利用率を高めるよう工夫されているか。
- ・国道375号線からの誘客に工夫されているか。

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和7年3月25日

(5) 一連の委託業務契約について

一連の業務として以下の委託契約を予定しているが、予算の成立を前提としているため、施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合がある。

ア 基本設計

契約締結の翌日から令和7年3月25日まで 1,000万円程度（税込）（今回）

イ 実施設計

令和7年4月頃から令和8年1月頃まで（予定）

ウ 工事監理

令和8年4月頃から令和9年6月頃まで（予定）

支払い条件は美郷町財務規則によるものとし、清算払いのほか、前金払い有り、部分払いはなし、としている。また、建築確認申請に伴う各種申請手数料を含むものとする。

なお、建物及び外構などの総工事費は、11億円程度（税込）を想定している。

2 担当部局

美郷町役場 産業振興課 商工振興係

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地

TEL 0855-75-1214 FAX 0855-75-0182

3 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

作成する書類はA4判サイズの片面刷りとする。なお、様式-4はカラー刷りとする。

(2) 参加表明書の記載に関する留意事項

記載事項	記載に関する留意事項
ア 参加表明書（様式-1）	参加表明書の提出者の一級建築士事務所登録番号を記載する。
イ 業態調書（様式-2）	該当がない場合は、その旨を記載すること。
ウ 配置予定技術者の経歴等（様式-3）	管理技術者が担当技術者（建築）を兼ねる場合は、「1 管理技術者の経歴等」には氏名のみ記載すること。 同種又は類似業務の実績ア及びイを一つの建築物で満たす場合は、両方の欄に同じ内容を記載すること。
エ 担当技術者（建築）の実績（様式-4）	（様式-3）で <u>担当技術者（建築）</u> の業務実績として掲げた業務について、1件ごとに1枚作成する。 ・外観写真1枚以上を貼り付けること。 ・設計コンセプトを簡潔に記載すること。 ・平面図（縮尺任意）を、別添資料（A4用紙1枚に納める。）として添付すること。 ・設計業務実績が確認できる書類（業務委託契約書の写し、設計図面（各階平面図及び立面図）等）を添付すること。

4 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものである。具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。

(2) 技術提案書の作成方法

作成する書類のサイズは、様式－6はA4判、様式－7及び様式－8はA3判とし、いずれも片面刷りとする。

各ページの右上に参加資格審査結果通知書で通知する登録番号を記載すること。

(3) 技術提案書の記載に関する留意事項

記載事項	記載に関する留意事項
ア 技術提案書（様式－6）	技術提案書に所定事項を記入すること。
イ 管理技術者又は担当技術者の実績 （様式－7）	アピールしたい実績について、外観写真等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記載すること。（最大2件までとし、管理技術者又は担当技術者の実績以外の条件はない。）
ウ 評価テーマに対する技術提案 （様式－8－1） （様式－8－2）	以下の評価テーマに関する提案を各様式にそれぞれ記載すること。 テーマ① 飲食のできる店舗、スペースを中心とした賑わいを創出する施設 テーマ② 地産地商の実現、住民生活の基盤となる小売商業店舗が充実した施設 テーマ③ 神楽等の伝統芸能やバリ文化といった美郷町の魅力を発信できる施設 テーマ④ 多様な目的に応じた柔軟な利用を許容する利用率の高い施設 ・評価テーマに対する技術提案は、基本的な考え方を文書で簡潔に記載するものとし、文書を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

5 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 評価項目及び判断基準

技術提案書の評価基準等は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	
評価テーマに対する技術提案	的確性	地域特性などの与条件との整合がとれているか。
		問題点・解決方法が、適切かつ論理的に整理されているか。
	独創性	工学的知見に基づく新しい提案がなされているか。
		新技術等を採用した有効な提案がなされているか。
	実現性	提案内容が理論的に裏付けられ、説得力があるか。
		提案内容によって想定される事業費が適切であるか。

(2) 評価のウェイト

技術提案書を求める評価テーマの評価のウェイトは、すべて等しいものとする。